

## 議第78号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 9 月 4 日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の項を次のように改める。

				円	
(1)	法第6条第1項又は第18条第2項(それぞれ法第87条第1項前段において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に係る確認の申請に対する審査又は建築物の計画の通知に基づき審査	30平方メートル以下の面積	法第20条第1号から第3号までに定める基準(同条第1号、第2号又は第3号に規定する政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有する部分に限る。)に適合するかどうかの審査を要しない建築物(以下「特定建築物」という。)	市長が定める磁気ディスク申請等又は「特定申請等」の場合	10,000
			その他の建築物	特定申請等の場合	17,000
				その他の場合	19,000
			30平方メートルを超え100平方メートル以下の面積	特定建築物	特定申請等の場合
		その他の場合			32,000
		その他の建築物		特定申請等の場合	41,000
				その他の場合	43,000

100平方メートルを超え 200平方メートル以下の面積	特定建築物	特定申請等の場合	42,000
		その他の場合	44,000
	その他の建築物	特定申請等の場合	59,000
		その他の場合	61,000
200平方メートルを超え 500平方メートル以下の面積	特定建築物	特定申請等の場合	63,000
		その他の場合	65,000
	その他の建築物	特定申請等の場合	106,000
		その他の場合	108,000
500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下の面積	特定申請等の場合		145,000
	その他の場合		147,000
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下の面積	特定申請等の場合		200,000
	その他の場合		202,000
2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下の面積	特定申請等の場合		310,000
	その他の場合		312,000
5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下の面積	特定申請等の場合		464,000
	その他の場合		466,000
10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下の面積	特定申請等の場合		598,000
	その他の場合		600,000
50,000平方メートルを超える面積	特定申請等の場合		1,082,000
	その他の場合		1,084,000

別表第1(2)の項中「9,000」を「15,000」に、「11,000」を「17,000」に、「8,000」を「14,000」に、「10,000」を「16,000」に改め、同表(3)の項中

「18,000」を「24,000」に、「20,000」を「47,000」に、「24,000」を「79,000」に、「41,000」を「109,000」に、「55,000」を「148,000」に、

2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	150,000	を
---------------------------------	---------	---

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	212,000	に、「220,000」
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	319,000	

を「489,000」に、「420,000」を「959,000」に改め、同表(4)の項中「13,000」を「21,000」に、「9,000」を「17,000」に改め、同表(5)の項中「16,000」を「23,000」に、「18,000」を「45,000」に、「22,000」を「78,000」に、「38,000」を「105,000」に、

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	50,000	を
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	140,000	

1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の面積	144,000	に、「200,000」
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	200,000	
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	306,000	

を「469,000」に、「380,000」を「919,000」に改め、同表(6)の項中「15,000」を「22,000」に、「17,000」を「37,000」に、「21,000」を「66,000」に、「35,000」を「92,000」に、「46,000」を「119,000」に、

2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	120,000	を
---------------------------------	---------	---

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	193,000	に、「180,000」
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	292,000	

を「415,000」に、「340,000」を「789,000」に改め、同表(7)の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同表備考3及び4中「同項に掲げる額」の右に「(5の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額)」を加え、同備考6を次のように改める。

- 6 (2)の項にかかわらず、確認済証の交付を受けた建築設備又は工作物の計画を変更して建築設備を設置し、又は工作物を築造する場合の手数料は、8,000円(特定申請等の場合にあっては、6,000円)とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例の施行の日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

建築確認の申請に対する審査並びに中間検査及び完了検査の申請に対する検査に係る手数料の適正化を図る必要があるので提案する。